

## パブリックコメント手続の実施予告

対象案件	市立富良野図書館設置条例の一部改正について
意見募集期間	令和4年7月1日 から 令和4年7月20日 まで
公表場所（供覧・閲覧）	・ 行政情報コーナー ・ 山部・東山支所 ・ 文化会館 ・ 図書館 ・ 担当窓口（学校教育課） ・ ホームページ ・ 広報ふらの7月号
意見提出方法	・ 書面（様式自由）による提出 ・ 封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・ 意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行われないが、記入のない意見には回答できない場合がある）
意見提出者	①市内に住んでいる方 ②市内で働いている方 ③市内で学んでいる方 ④市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先（問合せ先）	教育部図書館 郵便番号 076-0032 富良野市若松町5番10号 電話 0167-22-3005 ファクシミリ 0167-22-3055 電子メールアドレス： <a href="mailto:library@city.furano.hokkaido.jp">library@city.furano.hokkaido.jp</a>

 市のホームページへの掲載（掲載日6月15日）